緊急輸送道路沿道樹木の管理に関する協定書

　土地所有者または土地所有者代表　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と千葉市（以下「乙」という。）とは、千葉市緊急輸送道路沿道樹木の管理に関する要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、次のとおり緊急輸送道路沿道樹木の管理に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

1. 本協定は、要綱第４条に規定する緊急輸送道路沿道樹木の管理区域内の土地について、樹木の適正管理を促すことにより、緊急輸送道路の円滑な通行を確保することを目的とする。

（管理区域）

1. 協定の目的となる土地（以下「当該土地」という。）は、次のとおりとする。

所在地

（協定期間）

1. 当該土地の協定期間は、　　　年　　月　　日から　　　年３月３１日までの期間とする。

２　前項の規定による協定期間が満了する日の３月前までに、甲乙のいずれからも本協定を更新しない旨の申し出をしなかった場合には、引き続き１年間、同一内容をもって協定が更新され、以降も同様とする。

（奨励金）

第４条　乙は、当該土地における維持管理への協力に対して、要綱第５条第２項に規定する対象樹木の伐採について、毎年度予算の範囲内で甲に奨励金を交付することができる。

２　前項に規定する奨励金の交付額及び奨励金限度額は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象樹木の規格 | 1本あたり奨励金額 | 道路に越境している場合の1本あたり奨励金額 | 申請1件あたり奨励金限度額 |
| サイズ小 | 幹周が60cm以上120cm未満の場合 | 100千円 | 50千円 | 300千円 |
| サイズ中 | 幹周が120cm以上180cm未満の場合 | 150千円 | 100千円 |
| サイズ大 | 幹周が180cm以上の場合 | 200千円 | 150千円 |
| 算出方法対象樹木毎、規格に応じて定めた１本あたり奨励金額により算出し、総和を奨励金額とする。ただし、奨励金限度額以内とする。【算出例】奨励金対象樹木、サイズ小が２本、サイズ大の道路に越境している樹木が１本の場合(２本×100千円)＋(1本×150千円) = 350千円ただし、上限金額を超えるため300千円が奨励金額となる。 |

（維持管理）

第５条　甲は、当該土地における樹木等が道路区域に支障をきたすことがないよう、適正な維持管理を行うこと。

２　乙は、パトロール等により当該土地の樹木等が道路区域に支障をきたしていることを発見した場合は、甲に適正な維持管理を促すこと。

（協定の解除等）

第６条　乙は、協定締結後において次の各号のいずれかに該当するときは、協定期間満了前であっても協定を解除し、又は協定の内容を変更することができる。

（１）甲がこの協定に定める義務を履行しないとき。

（２）前条の規定による協議の結果、協定を継続することが困難であると認められるとき。

２　前項の規定にかかわらず甲乙双方が予見し得ないやむを得ない事態が生じたときは、協定期間満了前であっても、協議の上、契約を解除し、又はその一部を変更することができる。

（その他）

第７条　甲及び乙は、この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定の履行に関して必要な事項が生じたときには速やかに協議し、協定の本旨に則って解決に当たるものとする。

　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上各自その１通を保有する。

　　　年　　月　　日

甲　　　土地所有者または土地所有者代表

住所

氏名

乙　　　千葉市中央区千葉港１番１号

　　　　道路管理者

千　葉　市

千　葉　市　長